

令和7年度 こどもの家土曜保育申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

野洲市長 様

保護者 住所 野洲市小篠原123番地
氏名 野洲 太郎
電話番号 1234-567-8910

標記について、裏面の重要事項を確認・承諾のうえ次のとおり申請します。

令和7年度の学年

記

児童氏名	性別	生年月日	所属			
ふりがな： やす けいこ 野洲 京子	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	平成27年 6月4日	小学校 野洲小学校 (小学部) 4年 入所しているこどもの家 野洲第1こどもの家			
入所申請時の保育区分	<input type="checkbox"/> 通年	月 1日～3月31日（入所要件失効まで）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 季節	<input type="checkbox"/> 春季（4月） <input checked="" type="checkbox"/> 夏季 <input checked="" type="checkbox"/> 冬季 <input type="checkbox"/> 春季（3月）				
土曜保育希望月 (利用月に○を記入) (取消月に×を記入)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
季節の場合 (春季(4月)・夏季(7・8月) 冬季(12・1月)・春季(3月))	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
土曜保育希望月 (利用月に○を記入) (取消月に×を記入)			○			

入所申請（許可）している保育区分をチェックしてください。

入所申請（許可）している保育区分の内、土曜保育が必要な月に○印を記入してください。

添付書類）土曜保育が必要であることが分かる書類を添付してください。

【重要事項】

1. こどもの家の土曜保育利用内容

① 土曜保育の区分別開所日

(ア) 通年の場合（通年土曜保育）

…… 4月1日から翌年3月31日までの間の土曜日とする。

(イ) 季節の場合（春季（4月）土曜保育、夏季（7月）土曜保育、夏季（8月）土曜保育、冬季（12月）土曜保育、冬季（1月）土曜保育、春季（3月）土曜保育）

…… 学校休業日並び当該休業日の最初の日前の最後に給食を実施する日の翌日から当該休業日の最初の日の前日までの間及び当該休業日の最終の日の翌日以後最初に給食を実施する日の前日までの間の土曜日とする。

※ ただし、上記開所日のうち国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日は除く。（なお、必要のあるときは変更する場合があります。）

② 保育時間

I. 土曜保育

8時30分から18時までの時間

II. 土曜延長保育及び緊急延長保育

(ア) 土曜早朝延長A、緊急早朝延長保育A…… 7時30分から8時30分までの時間

(イ) 土曜早朝延長B、緊急早朝延長保育B…… 8時から8時30分までの時間

（緊急早朝延長保育Bに限り、7時30分から8時までの時間も利用可能）

(ウ) 土曜夜間延長保育、緊急夜間延長保育…… 18時から19時までの時間

③ 保育料

保育の区分	保育の種類	保育料の額
土曜保育	通年土曜保育	月額 2,500円
	春季（4月）土曜保育、夏季（7月）土曜保育 冬季（12月）土曜保育、冬季（1月）土曜保育 春季（3月）土曜保育	月額 1,250円
	夏季（8月）土曜保育	月額 2,500円
	土曜延長保育	
土曜延長保育	土曜早朝延長保育A	月額 500円
	土曜早朝延長保育B	月額 250円
	土曜夜間延長保育	月額 500円
緊急延長保育	緊急早朝延長保育A	1回当たり 400円
	緊急早朝延長保育B	1回当たり 200円
	緊急夜間延長保育	1回当たり 400円

2. 申請関係

- ① 土曜保育の利用を申請する場合は、野洲市こどもの家入所申請のご案内を確認のうえ、申請をすること。
- ② 土曜保育の利用を申請する場合は、条例第11条第4項に規定する土曜保育の種類に応じ、利用月初日の14日前（その日が閉庁日のときは、当該閉庁日前の開庁日）までに必要書類（就労証明書、診断書など）を揃えて、市、運営主体者（指定管理の場合は受託者）又は各こどもの家に申請すること。
- ③ 土曜延長保育の利用を申請する場合は、利用月初日の7日前（その日が閉庁日のときは、当該閉庁日前の開庁日）までに市が指定する各様式（別途様式）で市、運営主体者（指定管理の場合は受託者）又は各こどもの家に申請すること。
- ④ 緊急延長保育を利用した場合は、速やかに現に入所しているこどもの家に市が指定する様式（別途様式）で申請すること。